

大学評価・学位授与機構の見直し内容（案）と現行の中期目標・中期計画との関係

現行の中期目標・中期計画	見直し内容（案） （次期中期目標・中期計画の方向性）
<p>（中期目標）</p> <p>6 認証評価</p> <p>認証評価実施に当たっては、学校教育法第110条による認証評価機関の設置状況及びその活動状況を踏まえ、当面、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院を設置する大学からの求めに応じて、認証評価を行う。</p> <p>その際、<u>民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。</u></p> <p>なお、<u>認証評価業務の効率的な実施については、評価の質の保証に配慮しつつ検討を進めるとともに、業務運営等の効率化を行い、段階的に運営費交付金の縮減を図る。</u></p> <p>また、<u>評価事業の実施に当たっては、これまで機構が実施した評価に関して検証を行うとともに、大学等関係者の意見を踏まえ、常により良い評価の仕組みの構築等に向け、その改善に努めることが必要である。</u></p> <p>（中期計画）</p> <p>6 認証評価</p> <p>大学等の教育研究水準の向上に資するため、学校教育法第110条の認証評価機関として、評価を受ける大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院を設置する大学の意向にもかんがみ、当面、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行うこととするが、<u>民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止の検討を行う。</u></p> <p>なお、<u>認証評価業務の効率的な実施については、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、原</u></p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 認証評価事業の先導的役割への特化</p> <p>認証評価事業については、現在の認証評価制度が開始された平成16年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を行っていることから、独立行政法人たる本法人自らが個々の教育機関に対する評価を直接実施する必要性は減りつつある。</p> <p><u>このため、本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化するものとし、特に、民間認証評価機関への専門的知見等の提供を積極的に行うことなどにより、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施するものとする。</u>さらに、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、<u>本法人自らが実施する認証評価についてその数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討するものとする。</u></p> <p>また、分野別認証評価については、民間認証評価機関も評価を実施しているにもかかわらず、本法人には運営費交付金が充当されている。</p> <p>このため、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、<u>運営費交付金の負担割合を段階的に削減するものとし、次期中期目標期間中にその具体的な削減目標を設定するものとする。</u></p>

<p>則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、<u>合理化・効率化を図る。</u></p> <p>また、これまで機構が実施した評価に関して検証を行い、<u>評価システムの改善につなげるとともに、その成果の普及を図る。</u></p>	
<p>(中期目標)</p> <p>3 学位授与</p> <p>機構は、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。</p> <p>なお、<u>学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施並びに効率化及び合理化の双方について実現を図る。</u></p> <p>(中期計画)</p> <p>3 学位授与</p> <p>学位授与事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ確実な実施と、そのために必要な検討を遅滞なく行うことを前提として、次の業務を行う。</p> <p>なお、<u>学位授与業務については効率化を図り、原則として手数料収入で当該経費を賄うよう運営することの実現を図る。</u></p> <p>また、<u>学位授与基準の検討等の周辺業務の実施についても効率化・合理化を図ることにより、計画的な経費の縮減を進める。</u></p>	<p>2 学位授与事業の運営費交付金負担割合等の見直し</p> <p>学位授与事業のうち単位積み上げ型については、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が、前回の勧告の方向性での指摘以降、手数料の値上げや支出抑制により減少傾向にはあるものの未だに約7割に上っており、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。</p> <p><u>このため、受益者負担の観点から、手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げることとし、次期中期目標において、その具体的な削減目標を明記するものとする。</u></p> <p>特に、認定専攻科修了者に対する学位授与については、専攻科認定が実施されているとともに個別申請者に対する審査が行われているが、審査において学生の時間的・経費的負担等が発生している。このため、<u>申請者への負担軽減や大幅な審査業務の効率化を図るため、業務効率化に伴うコスト削減額を明確化しつつ、新たな審査方式を導入するものとする。</u></p> <p>また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、現在、運営費交付金を充当せずに収支均衡が実現している。このため、今後、学位の質保証の観点から修士及び博士に対する審査体制の強化を行うに当たっても、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることを前提として行うものとする。</p>
<p>(新規)</p>	<p>3 「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化</p> <p>「大学ポートレート（仮称）」の運営方針の決定に当たっては、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役</p>

	<p>割分担当を明確化するものとする。</p> <p>その上で、「大学ポートレート（仮称）」導入による効果の最大化を図るため、次期中期目標に「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）の趣旨を踏まえた具体的な成果目標を明記し、その成果について毎年度厳格な検証を行うものとする。</p> <p>参考:「第2期教育振興基本計画」 （平成25年6月14日閣議決定） 基本施策9 大学等の質の保証 9-2 大学情報の積極的発信</p> <p>・認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて運営する「大学ポートレート(仮称)」(※)の積極的な活用を促進する。その際、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについての数値以外を含む情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有が図られるように努める。</p> <p>※ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。</p>
<p>(中期目標)</p> <p>4 調査及び研究</p> <p>以下の調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究</p> <p><u>大学等の質の向上及び社会に対する説明責任を果たすための効果的かつ効率的な評価システムの構築を目的とし、大学等の評価に関する調査研究を行う。これらの成果を機構の評価の改善に活かすとともに、情報提供事業等への活用を通じて、大学等の評価活動や他の評価機関を含めた多元的な評価システム全体の充実と、評価に関する知識の普及に貢献する。</u></p>	<p>4 調査及び研究事業の見直し</p> <p>本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化すべきであるが、認証評価に関する調査及び研究事業のうち本法人自らが過去に行った評価の検証に関するものなどについては、これ以外の目的で実施されている側面もある。</p> <p>このため、今後は<u>認証評価に係る調査及び研究事業について、本法人が先導的役割を担うためのもの</u>に限定するものとし、特に、その結果を民間評価機関へ積極的に情報提供することなどにより、<u>民間評価機関のみで国際通用性のある質の高い評価を実施できる環境整備のための取組を実施するものとする。</u></p>

(中期計画)

4 調査及び研究

調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

① 大学評価システムの検証と開発に関する研究

これまでの大学評価の適切性や効果の検証を行うとともに、高等教育政策の進展による新たな評価（分野別評価等）の要請に対応した、我が国の新たな大学評価システムの開発に関する研究を行う。

② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究

大学等の内部における評価及び質的向上の実態についての検証を行い、大学の教育研究や経営の質の向上に関する評価活動の在り方に関する研究を行う。

③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究

大学等の教育研究活動の分析に必要な定量的・定性的情報の解析を行うとともに、評価に用いることのできる大学情報の収集と活用に関する研究を行う。

また、現行中期目標において、調査及び研究事業については、調査及び研究を実施すること自体が目標とされており、評価の際にその進捗状況等の検証が困難であることから、次期中期目標においては、具体的な成果目標を設定するものとする。